

7. 長野県内で発生したスイセンの誤食による食中毒2事例

吉田徹也、松岡裕之、西垣明子（長野県伊那保健福祉事務所）、加藤浩康（長野県北信保健福祉事務所）

キーワード：スイセン、食中毒、誤食、長野県

要旨：平成28年4月および5月に長野県内において、園芸植物であるスイセンの誤食による食中毒が続発した。4月の事例は北信保健所管内で発生し、当該植物の葉の部分にニラと間違え4名が喫食し、4名全員が吐き気、嘔吐等の症状を呈した事例であった。5月の事例は伊那保健所管内で発生し、当該植物の鱗茎部分をノビルと間違え12名が喫食し、そのうち11名が吐き気、嘔吐の症状を呈した事例であった。なお、長野県内で報告されたスイセンによる食中毒事例はこれが初めてであり、身近な園芸植物による食中毒のリスクを注意喚起する必要性があると考えられた。

A. 目的

長野県内において平成元年から平成26年度までの間に、有毒植物の誤食による食中毒が11事例発生している。これらの食中毒事例において原因となった有毒植物の多くは、バイケイソウ（コバイケイソウ）、ハシリドコロ、トリカブト等の山野草であった。しかしながら、近年、園芸植物であるスイセンを誤食したことによる食中毒が全国各地で発生し、厚生労働省では注意喚起を行っている。

今回、長野県内において平成28年4月および5月に、園芸植物であるスイセンを食用のニラあるいはノビルと間違えたことによる食中毒が続発したので、その概要について報告する。

B. 方法

疫学等調査

事例1は北信保健所、事例2は伊那保健所の食品衛生監視員等によって、患者らの症状、喫食日時、喫食方法等について聞き取り調査を行った。

さらに、患者らが喫食したスイセンの採取場所等について、現地の立入り調査も併せて実施した。

C. 結果

2事例の調査結果は、表に示すとおりであった。

D. 考察

スイセンは、ユリ目ヒガンバナ科の多年草の園芸植物で、毒性成分としてヒガンバナアルカロイドを含んでおり、全草が有毒であるが、鱗茎に特に毒成分が多いとされている。主な中毒症状は、悪心、嘔吐、下痢等である。

また、近年の食中毒発生状況の特徴として、スイセンを含む園芸植物が病因物質（植物）となる事例が増加傾向にあるとの報告^{*}がある。

今回、著者らは、平成28年4月および5月に、長野県内で園芸植物のスイセンによる食中毒2事例を経験した。特に、4月の事例1は、県内で初めて報告された事例となった。いずれも、採取の目的であったニラあるいはノビルとスイセンが同じ場所に混生しており、確実な鑑別がなされなかったことが食中毒の発生要因として考えられた。

これらのことから、長野県においても、有毒な山野草だけでなく身近に存在する園芸植物によるリスクについても広く県民に注意喚起を行っていく必要がある。

E. まとめ

平成28年4月および5月にスイセンを病因物質とする食中毒事例が長野県内で続発した。長野県で報告

	事例1	事例2
発生日時	H28.4.24（日）午前11時頃	H28.5.6（金）午後0時55分頃
患者所在地（担当保健所）	中野市内（北信保健所）	伊那市内（伊那保健所）
患者数（発症率）／喫食者数	4名（100.0％）／4名	11名（91.2％）／12名
医療機関受診者数（入院者数）	4名（3名）	6名（1名）
患者グループ属性	家族（母親および子）	小学校同級生及び担任
患者の臨床症状	吐き気、嘔吐	吐き気、嘔吐
潜伏時間	約30分	約5～10分
原因食品	ニラせんべい（うす焼き）	スイセンの鱗茎（電子レンジによる加熱済）
病因物質	植物性自然毒（スイセン）	植物性自然毒（スイセン）
採取場所	患者宅の庭	小学校の校庭

されたスイセンによる食中毒事例は、今回が初めてであった。

身近に存在するスイセンといった園芸植物による食中毒のリスクについても、広く県民に注意喚起する必要があると考えられた。

F. 利益相反

利益相反なし

※：登田美桜ら、食衛誌 Vol.55、55-63（2014）.